

株 主 各 位

京都市南区東九条松田町138番地2
大 西 電 気 株 式 会 社
代表取締役社長 大 西 俊 一

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日(木曜日)営業時間終了時(午後5時45分)までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 京都市南区東九条下殿田町70
京都テルサ(京都府民総合交流プラザ内)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 当社と高千穂電気株式会社との合併契約承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

代理人により議決権を行使される場合は、本総会で議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理人ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ohnishidenki.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、上半期においては、原油をはじめとする各種資源や穀物価格等の高騰により生活必需品の価格上昇が見られ、一方、下半期においては、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱、急激な為替変動、株価の下落等により企業収益が悪化し、極めて厳しい状況になりました。

当社グループを取り巻くエレクトロニクス業界におきましては、厳しさの増す雇用・所得環境の中で個人消費が弱まり、各企業で生産調整が行われ、設備投資・生産とも減退しております。

このような状況のもと、当社グループは、魅力ある新商品の開拓や営業活動をグローバルに展開し、ゲーム機、携帯機器、薄型テレビ、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体製造装置、医療機器、RFID等の分野を中心として積極的な拡販活動に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、据え置き型ゲーム機及びその関連機器、携帯ゲーム機に使用される電気材料の販売が好調に推移したものの、フラットパネルディスプレイ関連材料・部品の販売が落ち込み、売上高が135億41百万円（前年同期比4.1%減）となりました。また、利益面につきましては、営業利益8億25百万円（前年同期比9.2%増）、経常利益8億19百万円（前年同期比19.7%増）、当期純利益5億10百万円（前年同期比26.5%増）となりました。

（注）RFID：微小な無線半導体集積回路により人やモノを識別・管理する技術。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新株予約権の権利行使により57,000株の新株式を発行しており、総額14,250千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は24,975千円であり、その主なものは、パソコンの老朽化による入れ替え、基幹システムの改善及び情報分析資料作成システムの導入であります。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第48期 (平成17年7月1日から 平成18年3月31日まで)	第49期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第50期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第51期(当連結会計年度) (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
売 上 高(千円)	9,407,626	13,573,196	14,120,241	13,541,868
経 常 利 益(千円)	312,701	596,891	684,538	819,275
当 期 純 利 益(千円)	164,006	320,056	403,711	510,833
1株当たり当期純利益(円)	758.86	1,711.53	213.15	232.14
総 資 産(千円)	6,065,286	6,561,088	6,458,266	5,897,473
純 資 産(千円)	1,434,184	1,715,086	2,266,909	2,646,980

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 第48期は、決算期の変更により平成17年7月1日から平成18年3月31日までの9ヶ月間となっております。
3. 平成19年7月18日付で1株につき10株の株式分割を行っております。

(5) 対処すべき課題

エレクトロニクス業界におけるお客様の要求は、ますます多様化しております。商品の開発・設計・部材調達・生産・販売のグローバル化、納入部材のカスタマイズ化、技術革新のスピードアップによる商品ライフサイクルの短縮化、競争激化による部材納入単価の継続的なコストダウン圧力等、商社に求められる対応力はより高度化しております。

当社グループの経営成績に影響を与える事項の中で、特に 価格競争と物流体制における顧客満足度の向上、製造拠点の海外シフトによるグローバル化の拡大と加速、製品開発段階でのアプローチによる顧客深耕度の推進の3つが直面する重要な課題であると捉えております。

当社グループとしましては、このような状況を踏まえてさらに事業を発展させていくために以下の施策を推進してまいります。

競争力の強化

(ア) 営業体制の強化

主要な顧客を重点顧客・戦略顧客に層別して、顧客ニーズに合致した提案営業の展開によって売上高と利益の増大を図ってまいりました。

今後は、重点顧客ごとに綿密な戦略や戦術を設定して、顧客満足を第一としたスピードのある営業を実践するとともに、従来の売上高を確保しつつ、さらに取引拡大を目指します。戦略顧客については取引量の拡大が期待できる顧客層として、積極的に売上拡大に挑戦していきます。

(イ)顧客対応力の強化

受注・発注・受け入れ・出荷・配送等の物流体制では、スピードのあるきめ細かな対応をすることで、顧客満足度の向上を図ってまいりました。しかし、今後さらに多様化、高度化する顧客からの要望に的確に応えていくために、顧客満足を充足すべき新商品の開発や新しい仕入先の開拓に積極的に取り組んでまいります。

(ウ)新分野への展開

新規事業開発の取り組みにより立ち上げたプロジェクトの一つとしてRFIDへの参入・展開があります。今後とも、取締役と幹部社員から構成する成長戦略会議を中心に、有望な新規事業の立ち上げに積極的に取り組んでまいります。

人材教育

顧客のニーズは、ますます多様化、高度化しております。それらのニーズを適時的確に把握して、スピーディーに問題解決のための提案をすることができる人間力のある人材の養成が必要です。したがって、優秀な人材を育成する研修制度をさらに充実してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは電気・電子関連材料、部品、モジュールの販売を行っており、品目別の主要な取扱商品は次のとおりであります。

品 目	主 要 商 品
電 気 材 料	工業用・電気用・包装用粘着テープ、接着剤、電気絶縁材料（シリコン、マイカ、紙、フィルム、ゴム、スポンジ、レジンなど）、各種粘着テープと絶縁材料のキスカット・ダイカット加工品、半田、EMI対策材料、積層板、銅張積層板など
電 気 部 品	圧着端子・コネクタ、電線、端子台、プリント基板（リジッド配線板、フレキシブル配線板、フレックス・リジッド配線板）、配線アクセサリ部品、電気絶縁チューブ・保護チューブ、各種電気絶縁材料の加工品、プラスチック・ゴムの加工品・成型品、EMI対策部品、印刷ラベル・銘板、ヒートシンク・ヒートパイプ、各種金属のプレス・切削加工品、電子部品（抵抗、LCD、LEDなど）、各種小型電池、温度ヒューズなど
電 気 モ ジ ュ ー ル	ワイヤーハーネス加工、プリント基板の部品組立加工、工業用ヒーター、省配線システム、光源ボックス、LED応用製品、電源、メンブレンスイッチ、タッチパネルスイッチ、シリコンゴムスイッチ、無停電電源装置（UPS）、EMS、バックライト組立加工など
フ ラ ッ ト パ ネ ル デ ィ ス プ レ イ 関 連 材 料 ・ 部 品	放熱用緩衝材及び金属加工品、遮光用複合テープ加工品、シールド用材料など
無 線 周 辺 機 器 関 連 材 料 ・ 部 品	RFIDタグ、カード材料及び周辺機器など
そ の 他	静電気対策製品、研磨材、化学製品、搬送トレイ、安全衛生関連製品（マスク、ノーマッドマット、セーフティーウォークなど）、ビジュアル製品（OHP、プロジェクターと関連商品）、コンピュータサブライ製品、化粧（ダイノック）シートなど

(7) 企業集団の主要な拠点

当 社

本 社

支店・営業所

京 都 府 京 都 市 南 区

大 阪 支 店 (大 阪 府 大 阪 市)

関 東 支 店 (神 奈 川 県 藤 沢 市)

宇 都 宮 営 業 所 (栃 木 県 宇 都 宮 市)

子会社

大 西 電 氣 (香 港) 有 限 公 司 (香 港)

大 喜 貿 易 (上 海) 有 限 公 司 (中 国)

大 西 国 際 貿 易 (大 連 保 税 区) 有 限 公 司 (中 国)

(8) 従業員の状況 (平成21年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
118名	5名減

(注) 従業員数には、使用人兼取締役5名及び臨時従業員(契約社員、パートタイマー及び派遣社員)13名は含んでおりません。

当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90名	1名減	32.5歳	6.0年

(注) 従業員数には、使用人兼取締役5名、連結子会社への出向者6名及び臨時従業員(契約社員、パートタイマー及び派遣社員)13名は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
OHNISHI DENKI (S) PTE LTD.	\$S\$ 2	100%	電気関連材料と部品の販売
大 西 電 氣 (香 港) 有 限 公 司	HK\$ 100,000	100%	電気関連材料と部品の販売
大 喜 貿 易 (上 海) 有 限 公 司	US\$ 600,000	100%	電気関連材料と部品の販売
大 西 国 際 貿 易 (大 連 保 税 区) 有 限 公 司	US\$ 140,000	100%	電気関連材料と部品の販売

(注) OHNISHI DENKI(S)PTE LTD.は平成19年11月をもって休眠会社となりました。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高(千円)
株 式 会 社 京 都 銀 行	15,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	9,810
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	8,150

2. 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数 5,760,000株

発行済株式の総数 2,223,500株（自己株式120株を含む）

（注）新株予約権の行使により発行済株式の総数が57,000株増加しております。

株主数 572名（前事業年度末比166名減）

大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
大 西 俊 一	445,200株	20.0%
大阪中小企業投資育成株式会社	250,000株	11.2%
大 西 洋 子	154,000株	6.9%
高 千 穂 電 気 株 式 会 社	140,000株	6.3%
橋 本 則 子	118,000株	5.3%
橋 本 隆 之	73,000株	3.3%
大 西 電 気 従 業 員 持 株 会	68,700株	3.1%
内 田 裕 史	64,600株	2.9%
服 部 和 俊	62,300株	2.8%
原 田 道 夫	60,600株	2.7%

（注）1. 発行済株式の総数（自己株式を除く）の10分の1以上の株式を有する株主2名を含め、上位10名の株主を記載しております。

2. 出資比率は、自己株式（120株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

平成18年3月28日臨時株主総会特別決議

新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式2,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使価格	1個当たり250円
新株予約権の行使期間	平成20年3月29日から平成23年3月28日まで
新株予約権の行使条件	(別記1)
新株予約権の取得事由	(別記2)

(注) 平成19年7月18日付で1株を10株に株式分割しております。これにより、新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使価格が調整されております。

(別記1)

- 一 本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、会社又は関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。但し、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- 二 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができないものとする。
- 三 本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- 四 その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会に基づき、会社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(別記2)

本新株予約権者が上記の新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合

当社役員の保有状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	大 西 俊 一	
常務取締役	内 田 裕 史	営業本部長
取 締 役	原 田 道 夫	大阪支店長
取 締 役	服 部 和 俊	海外担当 大西電気（香港）有限公司 董事長
取 締 役	多 田 敏 洋	管理部長
取 締 役	橋 本 義 弘	関東支店長 大喜貿易（上海）有限公司 董事長
取 締 役	山 本 昌 博	商品部長
常勤監査役	榎 彬	
監 査 役	中 野 雄 介	清友監査法人 代表社員 公認会計士
監 査 役	田 村 貴 哉	弁護士

- (注) 1. 平成20年6月27日開催の第50期定時株主総会において、田村貴哉氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役中野雄介及び田村貴哉の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中野雄介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	7名	192,320千円
監 査 役	3名	8,892千円
合 計	10名	201,213千円

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与支給予定額69,500千円（取締役65,500千円、監査役4,000千円）及び当事業年度に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した17,347千円（取締役17,104千円、監査役242千円）を含めております。

2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月29日開催の第49期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月29日開催の第49期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の総額のほか、平成21年6月26日開催の第51期定時株主総会において付議いたします「退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件」が承認された場合には、当社と高千穂電気株式会社との平成21年1月30日付合併契約書に基づく合併の効力発生日（変更された場合には変更後の効力発生日）の前日をもって退任する取締役7名に対し242,670千円、監査役3名に対して9,970千円の退職慰労金を支給する予定であります。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

監査役中野雄介氏は、清友監査法人の代表社員であります。

他の会社の社外役員との兼任状況

該当事項はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	中野雄介	当事業年度開催の取締役会には、18回中17回、また、監査役会14回中14回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	田村貴哉	就任後開催の取締役会には、14回中11回、また、監査役会10回中10回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	2名	3,082千円

(注) 上記報酬等の総額のほか、平成21年6月26日開催の第51期定時株主総会において付議いたします「退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件」が承認された場合には、当社と高千穂電気株式会社との平成21年1月30日付合併契約書に基づく合併の効力発生日(変更された場合には変更後の効力発生日)の前日をもって退任する社外監査役2名に対して2,810千円の退職慰労金を支給する予定であります。なお、この金額には、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
22,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
27,882千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、内部統制構築のための助言、指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正性を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要
- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するための体制
当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び規程を遵守するための行動規範や価値基準を定め、それらを周知徹底するとともに啓蒙活動を実施する。取締役及び使用人は、法令違反・定款違反・社内規程違反のほか企業倫理に反する行為等が行われていることを発見した場合やその行為の事実を知った場合、直ちに取締役及び監査役等に報告し、情報を共有するとともに直ちに最善策を検討し実施する。また同時に通報者の保護を図る体制を整備する。
当社は、執行部門から独立した社長直属の内部監査室を設け、内部監査室は各部署の内部監査をとおりてコンプライアンス及び業務改善に関する適切な提言を行う。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理する。また、必要に応じて閲覧ができる状態を維持する。
- (3) 損失の危険に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理の基礎として、経営危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて外部との連絡役となる事務局長に管理部長を定め、迅速な対応を行い損害の拡大を防止しこれを最小限に抑える体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を月1回定時に開催することのほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については取締役及び議題の関係者によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
取締役の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する関係会社管理規程を定めるとともに、当社の社内規程に準じた諸規程をグループ会社に適用する。また、当社の取締役が各グループ会社の取締役を兼任することにより、業務運営の健全性を維持するよう監督するとともに、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。さらに、内部監査室は、グループ会社すべての監査においても当社と同様に監査を実施し、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項が発見され次第、取締役及び監査役に報告し情報を共有することで連携を図り改善策を求めることができる。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、専任者もしくは専門知識を有する兼務者を配置し、これらの使用人に監査役の職務を補助させる。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

社内報告体制に関しては、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への報告体制を確保する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長及び監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催する。また、監査役は監査職務を効率的、効果的に行うため、監査法人及び内部監査室との連携を密にする。

7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は平成21年1月30日開催の取締役会において、高千穂電気株式会社を合併継続会社、当社を合併消滅会社とする吸収合併を両社の定時株主総会での承認を前提として、平成21年10月1日をもって行うことを決議し、合併契約書を締結いたしました。

なお、この吸収合併につきましては、平成21年6月26日開催の第51期定時株主総会において、合併契約承認に関する議案を上程する予定であります。

(備考) 事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売上高】		13,541,868
【売上原価】		11,315,870
売上総利益		2,225,998
【販売費及び一般管理費】		1,400,214
営業利益		825,784
【営業外収益】		
受取利息	1,183	
受取配当金	5,453	
その他	1,193	7,830
【営業外費用】		
支払利息	1,755	
株式交付費	1,100	
為替差損	10,828	
その他	654	14,339
経常利益		819,275
【特別利益】		
保険解約返戻金	4,097	4,097
【特別損失】		
投資有価証券評価損	9,940	
出資金評価損	3,710	
合併関連費用	13,120	26,771
税金等調整前当期純利益		796,601
法人税、住民税及び事業税	346,948	
法人税等調整額	△61,180	285,768
当期純利益		510,833

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	残高及び変動事由	金 額
株 主 資 本		
資 本 金	前期末残高	427,682
	当期変動額 新 株 の 発 行	7,125
	当期末残高	434,807
資 本 剰 余 金	前期末残高	156,102
	当期変動額 新 株 の 発 行	7,125
	当期末残高	163,227
利 益 剰 余 金	前期末残高	1,623,598
	当期変動額 剰 余 金 の 配 当	△86,656
	当 期 純 利 益	510,833
	当期末残高	2,047,775
自 己 株 式	前期末残高	△78
	当期変動額 自 己 株 式 の 取 得	△42
	当期末残高	120
株 主 資 本 合 計	前期末残高	2,207,304
	当期変動額	438,384
	当期末残高	2,645,689
評 価 ・ 換 算 差 額 等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	78,269
	当期変動額 (純額)	53,123
	当期末残高	25,145
為替換算調整勘定	前期末残高	18,664
	当期変動額 (純額)	5,190
	当期末残高	23,854

連 結 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数…………… 4社

連結子会社の名称…………… OHNISHI DENKI(S)PTE LTD.

大西電気(香港)有限公司

大喜貿易(上海)有限公司

大西国際貿易(大連保税區)有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち大喜貿易(上海)有限公司及び大西国際貿易(大連保税區)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日3月31日現在で実施した本決算に準じた仮決算に基づく計算書類を使用しています。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 当社は定率法を、また、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物…………… 10～38年

その他…………… 3～6年

② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費…………… 支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金…………… 役員の賞与の支給に備えるため、当社は当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金…………… 一部の連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によるしております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金…… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社は役員退職慰労金支給規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の処理方法は、税抜方式によるしております。

3. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当連結会計年度から適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更による損益に与える影響額は軽微であります。

(2) リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を当連結会計年度から適用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によるおります。

この変更による損益に与える影響はありません。

- (3) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用
「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」
(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を当連結会計年度から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。
この変更による損益に与える影響額は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

- 資産につき設定している担保権の明細
取引保証のため定期預金100,000千円を担保に供しております。
- 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	550,000千円
貸出実行残高	— 千円
差引額	550,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 2,223,500株
- 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数 普通株式 120株
- 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成20年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(ア) 配当金の総額	86,656千円
(イ) 配当の原資	利益剰余金
(ウ) 1株当たりの配当額	40円
(エ) 基準日	平成20年3月31日
(オ) 効力発生日	平成20年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

(ア) 配当金の総額	111,169千円
(イ) 配当の原資	利益剰余金
(ウ) 1株当たりの配当額	50円
(エ) 基準日	平成21年3月31日
(オ) 効力発生日	平成21年6月29日

4. 当連結会計年度末において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|--------|
| 普通株式 | 2,000株 |
|------|--------|

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型退職給付制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

一部の連結子会社は、確定給付型退職給付制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	2,660千円
退職給付引当金	2,660千円

なお、退職一時金制度を採用している一部の連結子会社では、簡便法により退職給付債務を計算しております。

3. 退職給付費用に関する事項

確定拠出型退職給付制度に係る費用	11,144千円
勤務費用	995千円
退職給付費用	12,139千円

なお、簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は勤務費用に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算基礎

簡便法により退職給付債務を計算しているため、記載すべき事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,190円52銭
1 株当たり当期純利益	232円14銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記（追加情報）

当社は平成21年1月30日開催の取締役会において、高千穂電気株式会社を合併存続会社、当社を合併消滅会社とする吸収合併を両社の定時株主総会での承認を前提として、平成21年10月1日をもって行うことを決議し、合併契約書を締結いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 合併後の会社の名称
エレマテック株式会社
2. 合併比率

会社名	高千穂電気株式会社	大西電気株式会社
合併比率	1.00	1.40

3. 高千穂電気株式会社の増加すべき資本金・準備金・その他剰余金の額
資本金 0円
資本準備金 0円
その他資本剰余金 会社計算規則第58条第1項第1号ロに定める株主払込資本変動額
利益準備金 0円
その他利益剰余金 0円
4. 高千穂電気株式会社に引き継がれる資産・負債
平成21年9月30日時点における当社の一切の資産・負債及び権利義務が効力発生日において高千穂電気株式会社に引き継がれます。
5. 高千穂電気株式会社の主な事業の内容
エレクトロニクス専門商社
6. 合併の時期
平成21年10月1日（予定）

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	4,530,143	【流動負債】	2,751,902
現金及び預金	556,700	買掛金	1,663,494
受取手形	935,656	1年内返済予定の長期借入金	32,960
売掛金	1,497,287	未払金	688,825
商品及び製品	130,278	未払費用	30,021
前払費用	8,534	未払法人税等	172,218
繰延税金資産	69,099	未払消費税等	25,066
関係会社短期貸付金	20,000	預り金	5,179
未収入金	1,312,526	賞与引当金	64,088
その他の他	1,667	役員賞与引当金	69,500
貸倒引当金	△1,608	その他の他	548
【固定資産】	858,960	【固定負債】	235,303
【有形固定資産】	181,093	役員退職慰労引当金	235,303
建物	163,630	負債合計	2,987,205
減価償却累計額	△117,142	純資産の部	
構築物	4,544	科 目	金 額
減価償却累計額	△4,220	【株主資本】	2,376,752
工具、器具及び備品	82,079	【資本金】	434,807
減価償却累計額	△57,857	【資本剰余金】	163,227
土地	110,060	資本準備金	163,227
【無形固定資産】	34,005	【利益剰余金】	1,778,838
ソフトウェア	31,874	利益準備金	24,652
電話加入権	2,131	その他利益剰余金	1,754,186
【投資その他の資産】	643,861	別途積立金	1,400,000
投資有価証券	238,886	繰越利益剰余金	354,186
関係会社株式	66,836	【自己株式】	120
出資金	2,000	【評価・換算差額等】	25,145
関係会社長期貸付金	60,000	その他有価証券評価差額金	25,145
破産更生債権等	2,252		
長期前払費用	1,190		
繰延税金資産	104,910	純資産合計	2,401,898
差入保証金	57,697	負債及び純資産合計	5,389,104
保険積立金	78,465		
関係会社長期未収入金	58,462		
その他の他	1,100		
貸倒引当金	△3,003		
投資損失引当金	△24,938		
資産合計	5,389,104		

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売 上 高】		11,000,436
【売 上 原 価】		9,165,107
売 上 総 利 益		1,835,328
【販売費及び一般管理費】		1,190,883
営 業 利 益		644,445
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	2,145	
受 取 配 当 金	5,453	
為 替 差 益	2,768	
そ の 他	793	11,160
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	1,692	
株 式 交 付 費	1,100	
そ の 他	40	2,833
経 常 利 益		652,772
【特 別 利 益】		
投資損失引当金戻入額	9,924	
保 険 解 約 返 戻 金	4,097	14,022
【特 別 損 失】		
投資有価証券評価損	9,940	
出 資 金 評 価 損	3,710	
合 併 関 連 費 用	13,120	26,771
税 引 前 当 期 純 利 益		640,023
法人税、住民税及び事業税	319,596	
法 人 税 等 調 整 額	△28,309	291,287
当 期 純 利 益		348,735

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	残高及び変動事由	金 額
株 主 資 本		
資 本 金	前期末残高	427,682
	当期変動額 新 株 の 発 行	7,125
	当期末残高	434,807
資 本 剰 余 金		
資 本 準 備 金	前期末残高	156,102
	当期変動額 新 株 の 発 行	7,125
	当期末残高	163,227
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	前期末残高及び当期末残高	24,652
その他利益剰余金		
別 途 積 立 金	前期末残高	1,070,000
	当期変動額 別 途 積 立 金 の 積 立	330,000
	当期末残高	1,400,000
繰 越 利 益 剰 余 金	前期末残高	422,107
	当期変動額 剰 余 金 の 配 当	△86,656
	別 途 積 立 金 の 積 立	△330,000
	当 期 純 利 益	348,735
	当期末残高	354,186
自 己 株 式	前期末残高	△78
	当期変動額 自 己 株 式 の 取 得	△42
	当期末残高	120
株 主 資 本 合 計	前期末残高	2,100,465
	当期変動額	276,286
	当期末残高	2,376,752
評 価 ・ 換 算 差 額 等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	78,269
	当期変動額 (純額)	53,123
	当期末残高	25,145

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……………定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物……………13～38年
構築物……………10年
工具、器具及び備品…3～6年
 - (2) 無形固定資産……………定額法
なお、ソフトウェア (自社利用) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。
3. 繰延資産の処理方法
株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 投資損失引当金……………関係会社に対する投資により発生の見込まれる損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案して損失見積額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により当事業年度負担額を計上しております。
 - (4) 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
消費税等の処理方法は、税抜方式によっております。

6. 重要な会計方針の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を当事業年度から適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

この変更による損益に与える影響額は軽微であります。

(2) リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を当事業年度から適用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

関係会社に対する短期金銭債権	23,278千円
関係会社に対する短期金銭債務	3,469千円

2. 資産につき設定している担保権の明細

取引保証のため定期預金100,000千円を担保に供しております。

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	550,000千円
貸出実行残高	— 千円
差引額	550,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	178,906千円
仕入高	58,332千円
営業取引以外の取引高	1,634千円

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び数	普通株式	120株
-----------------------	------	------

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型退職給付制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出型退職給付制度に係る費用	11,144千円
------------------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
商品評価減	21,272千円
賞与引当金	26,006千円
未払事業税	13,217千円
その他	8,602千円
合計	<u>69,099千円</u>

(2) 固定資産

繰延税金資産	
関係会社株式評価減	9,739千円
役員退職慰労引当金	95,486千円
投資損失引当金	10,119千円
その他	6,737千円
小計	<u>122,082千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	17,172千円
差引	<u>104,910千円</u>

2. 法定実効税率との差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
役員賞与引当金	4.4%
住民税均等割額	0.2%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.5%</u>

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、車両運搬具があります。

関連当事者との取引に関する注記

(追加情報)

「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年10月17日 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年10月17日 企業会計基準適用指針第13号)を当事業年度から適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注) 4	科目	期末残高 (注) 4	
子会社	大西電気(香港)有限公司	所有直接100%	当社商品の販売及び同社商品の購入	資金の貸付	—	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	20,000 60,000	
				資金の貸付に係る利息の受取 (注) 1	1,634	流動資産その他	118	
	大喜貿易(上海)有限公司	所有直接100%	当社商品の販売及び同社商品の購入	商品の販売 (注) 2	—	19,053	売掛金	1,466
					—	—	関係会社長期未収入金 (注) 3	58,462

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に金利を決定しております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
3. 子会社の資金繰りを支援するために売上債権の一部について回収を留保しており、関係会社長期未収入金にて計上しております
4. 取引金額及び期末残高には、消費税等を含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,080円29銭
1 株当たり当期純利益	158円47銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記（追加情報）

当社は平成21年1月30日開催の取締役会において、高千穂電気株式会社を合併存続会社、当社を合併消滅会社とする吸収合併を両社の定時株主総会での承認を前提として、平成21年10月1日をもって行うことを決議し、合併契約書を締結いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 合併後の会社の名称
エレマテック株式会社
2. 合併比率

会社名	高千穂電気株式会社	大西電気株式会社
合併比率	1.00	1.40

3. 高千穂電気株式会社の増加すべき資本金・準備金・その他剰余金の額
資本金 0円
資本準備金 0円
その他資本剰余金 会社計算規則第58条第1項第1号ロに定める株主払込資本変動額
利益準備金 0円
その他利益剰余金 0円
4. 高千穂電気株式会社に引き継がれる資産・負債
平成21年9月30日時点における当社の一切の資産・負債及び権利義務が効力発生日において高千穂電気株式会社に引き継がれます。
5. 高千穂電気株式会社の主な事業の内容
エレクトロニクス専門商社
6. 合併の時期
平成21年10月1日（予定）

会計監査人の監査報告書 謄本（連結）

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

大西電気株式会社
取締役会御中

監査法人トーマツ

指定社員				
業務執行社員	<u>公認会計士</u>	寺田勝基	印	
指定社員				
業務執行社員	<u>公認会計士</u>	木村幸彦	印	

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大西電気株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大西電気株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本（単体）

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

大西電気株式会社
取締役会御中

監査法人トーマツ

指定社員				
<u>業務執行社員</u>	<u>公認会計士</u>	寺田	勝基	印
指定社員				
<u>業務執行社員</u>	<u>公認会計士</u>	木村	幸彦	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大西電気株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

大西電気株式会社

監査役会

常勤監査役

榎 彬 ㊟

社外監査役

中野 雄介 ㊟

社外監査役

田村 貴哉 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第51期の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金50円 総額111,169,000円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその金額
別途積立金 230,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその金額
繰越利益剰余金 230,000,000円

第2号議案 当社と高千穂電気株式会社との合併契約承認の件

1. 合併を行う理由

エレクトロニクス業界は現在、金融危機を発端とする世界同時不況の影響を受け大幅な生産調整局面にあるものの、中長期的には新興国の経済成長による需要の増加に加え、家電、デジタル機器、通信機器、産業機器、OA機器、輸送機器、医療機器、エネルギー及び環境関連機器等の各分野において技術革新による新製品への需要が喚起され、発展を続けていくものと思われま

一方で、これらの需要をめぐってグローバルに競争する日系エレクトロニクスメーカー各社の部材調達におけるコスト、物流、品質、環境対応に関するニーズはより高度化し、それに対応できないサプライヤーはその存在価値を問われることとなります。

この度、このような認識を共有する当社と高千穂電気株式会社の両社は、経営統合によりお互いの強みを結合し、お客様である日系エレクトロニクスメーカーのニーズへの対応力を強化することで、収益機会を広げ、中長期的に高い成長を持續する企業を目指すことで合意いたしました。

2. 合併契約の内容の概要

合併契約書（写）

高千穂電気株式会社（住所：東京都港区三田三丁目5番27号。以下「甲」という。）及び大西電気株式会社（住所：京都市南区東九条松田町138番地2。以下「乙」という。）は、甲及び乙間の合併（以下「本合併」という。）に関し、以下の通り合意し、合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、効力発生日（第5条において定義される。）前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲及び乙並びに会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、それぞれ、その所有する乙の普通株式の合計数に1.4を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式1.4株の割合をもって、甲の普通株式をそれぞれ割り当てる。
3. 前2項に従い本割当対象株主に対して交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理するものとする。

第3条（本合併に際して交付する新株予約権の内容及び数並びにその割当てに関する事項等）

甲は、本合併に際して、乙の新株予約権の新株予約権者に対しては、当該新株予約権に代わる甲の新株予約権又は金銭を交付しない。

第4条 （本合併に際して増加すべき資本金及び準備金の額）

本合併に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次の通りとする。但し、甲及び乙は、効力発生日前日における甲及び乙の財産状態を考慮して、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資 本 金： 0円
- (2) 資本準備金： 0円
- (3) その他資本剰余金：会社計算規則第58条第1項第1号口に定める株主払込資本変動額
- (4) 利益準備金： 0円
- (5) その他利益剰余金：0円

第5条 （効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成21年10月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条 （合併承認総会）

甲は平成21年6月19日に、乙は平成21年6月26日に、それぞれ株主総会（以下「合併承認総会」という。）を開催し、本契約の承認を求めるものとする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 （定款の変更）

甲は、甲の合併承認総会において、本合併の効力が発生することをその効力発生の条件として、甲の定款を変更する旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。定款変更案は、甲乙協議し合意の上、これを定める。

第8条 (甲の代表取締役及びその役職並びに本合併に際して就任する取締役及び監査役)

1. 効力発生日における甲の代表取締役及びその役職は、次の通りとする。

代表取締役会長	櫻井 恵
代表取締役副会長	大西 俊一
代表取締役社長	権藤 慎司

2. 本合併に際して新たに甲の取締役に就任すべき者(以下「本就任取締役」という。)は、前項に定める者のうち本契約締結時点で乙の取締役である者を除き、次の通りとする。本就任取締役の就任の時期は、効力発生日とする。

取締役	内田 裕史
-----	-------

3. 甲は、甲の合併承認総会において、本合併の効力が発生することをその効力発生の条件として、本就任取締役を甲の取締役に選任する旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。

4. 効力発生日における本就任取締役を除く甲の代表取締役以外の取締役は、次の通りとする。

取締役	磯上 篤生
取締役	八木 賢
取締役	加藤 潤

5. 効力発生日における甲の監査役は、次の通りとする。

監査役(常勤)	平賀 幸一
監査役	水上 洋
監査役	関 聡介

第9条 (従業員の取扱い)

甲は、本合併の効力発生日において、乙の従業員全員を引き継ぎ、従業員に關する取扱いについては、別に甲乙協議の上、これを定める。

第10条 （会社財産の引継）

乙は、乙の一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐものとし、甲は、これを承継するものとする。

第11条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者としての注意をもって、それぞれ業務執行及び財産の管理を行い、各々の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、予め甲乙間で協議し合意した場合を除き、これを行わないものとする。

第12条 （本契約の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態について重大な変動が生じ若しくは判明した場合、又はその他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは判明した場合、甲及び乙は、協議の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第13条 （本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、第6条に定める甲若しくは乙の合併承認総会において本契約につき承認が得られない場合、第7条若しくは第8条第3項に定める甲の合併承認総会における承認が得られない場合、前条に従い本契約が解除された場合、又は、本契約の履行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第14条 （協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

（以下余白）

本契約締結の証として本書二通を作成し、当事者は記名捺印の上各一通を保有する。

平成21年1月30日

東京都港区三田三丁目 5 番27号
高千穂電気株式会社
代表取締役社長 櫻井 恵

京都市南区東九条松田町138番地2
大西電気株式会社
代表取締役社長 大西 俊一

3. 会社法施行規則第182条第1項各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

当社は、高千穂電気株式会社（以下「高千穂電気」といいます。）との間において、平成21年10月1日を効力発生日とする合併（以下「本合併」といいます。）について締結した合併契約における合併対価の相当性に関し、下記のとおり判断いたしました。

合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

(ア) 合併比率

高千穂電気は、本合併に際して、効力発生日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、高千穂電気及び当社並びに会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した当社の株主を除きます。）に対して、その所有する当社の普通株式に代わり、それぞれ、その所有する当社の普通株式の合計数に1.4を乗じた数の高千穂電気の普通株式を交付し、割当ていたします。

(イ) 算定の基礎

高千穂電気及び当社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、両社は、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に合併比率の分析を依頼することとし、高千穂電気は野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、当社は大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関に選定いたしました。

(ウ)算定の経緯

野村證券は、両社について市場株価平均法、類似会社比較法、DCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法を採用し分析を行いました。野村證券による分析結果の概要は以下のとおりです。

	合併比率の評価レンジ
市場株価平均法	1.30～1.30
類似会社比較法	1.77～1.78
DCF法	1.41～1.48

なお、市場株価平均法については、平成21年1月29日を算定基準日として、基準日の終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間及び高千穂電気の平成21年3月期の「業績予想の修正に関するお知らせ」が開示された翌営業日である平成21年1月26日から基準日までの各取引日の株価終値の平均値を採用して分析を行いました。

野村證券は、合併比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したこれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

大和証券は、両社について市場株価平均法、類似会社比較法、DCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法を採用し分析を行いました。大和証券による分析結果の概要は以下のとおりです。

	合併比率の評価レンジ
市場株価平均法	1.14～1.33
類似会社比較法	1.04～1.29
DCF法	1.47～1.68

なお、市場株価平均法については、平成21年1月29日を算定基準日として、基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び高千穂電気の平成21年3月期の「業績予想の修正に関するお知らせ」が開示された翌営業日である平成21年1月26日から基準日までの各取引日の出来高加重平均株価を採用して分析を行いました。

大和証券は、合併比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、これらの第三者算定機関による合併比率の分析結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

これらを踏まえ、高千穂電気は、野村証券による合併比率の分析結果を参考に、当社は、大和証券による合併比率の分析結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

(I)算定機関との関係

算定機関である野村証券及び大和証券は、いずれも高千穂電気又は当社の関連当事者には該当せず、特別な利害関係もございません。

合併対価として当該種類の財産を選択した理由

合併に伴い高千穂電気普通株式の交付を受ける当社株主が、本合併による将来の同社グループの成長による成果を収受し得るよう、合併対価として高千穂電気の普通株式を選択いたしました。

高千穂電気の資本金及び準備金の額に係る事項についての定め相当性に関する事項

本合併により増加する高千穂電気の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりです。

資本金：0円

資本準備金：0円

利益準備金：0円

当社は、上記の資本金及び準備金の額は、高千穂電気の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

(2) 合併対価について参考となるべき事項
高千穂電気の定款

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、高千穂電気株式会社と称し、英文ではTAKACHIHO ELECTRIC CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気絶縁材料、電気磁器、珪素樹脂材料および合成樹脂材料の製造、加工ならびに販売
2. 鉄、非鉄金属およびレアメタルの販売
3. 硝子製品、工業薬品および化学薬品の販売
4. 電子部品製造機械および検査機の販売
5. ファインセラミックを使用した工作機械、電気器具および日用品雑貨の販売
6. ハンダ鋳およびハンダ関連機器の製造ならびに販売
7. コンピュータ、電送通信機器、映像機器関連製品、および部品の製造、加工ならびに販売
8. 電子部品材料および電気部品材料の製造、販売ならびに設計組立
9. 工業用、家庭用および電気器具用等の強化プラスチック製品の企画、立案、デザイン、設計およびコンサルティングならびに加工および販売
10. 電気通信工事および建築工事の設計施工ならびに請負
11. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理
12. 倉庫業
13. 陸海空複合運送業および貨物利用運送業
14. 物品の仕分け、梱包業
15. コンピュータを利用したソフトウェアおよびネットワークシステムの企画開発、製作、保守ならびに販売
16. 物質の組成、構造、性状、安全性等に関する分析、測定、試験、検査、解析、評価および鑑定受託
17. 前各号に関連または付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,900万株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

- 2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2 株主総会は本店所在地または東京都区内においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、それぞれ取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれにあたる。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の決議)

第 16 条 当会社の株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策をその決議により定めることができる。

- 2 前項における当会社株式の大規模買付行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などを主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた者がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

- 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 39 条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

- 第 43 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

なお、高千穂電気は、平成 21 年 6 月 19 日定時株主総会の目的事項として、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しております。付議の内容は下記のとおりです。

1. 変更の理由

- (1) 第 1 号議案が、原案どおり承認可決され、かつ、本件合併の効力が発生することを条件として、本件合併の効力発生日（平成 21 年 10 月 1 日を予定）をもって商号を「エレマテック株式会社（英文表記：Elematec Corporation）」に変更し、併せて発行可能株式総数を 8,400 万株へ変更しようとするものであります（第 1 条および第 6 条の変更）。また、本変更は本件合併の効力発生日に効力を発生するよう定款の附則にその旨の規定を設けるものであります。
- (2) 今後の事業展開に備えて目的事項の追加を行うものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は振替制度に一斉移行（株券電子化）されました。これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (4) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役役に役付取締役として、新たに取締役副会長を追加するものであります。
- (5) 取締役および監査役が期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行えるようにするため、取締役および監査役の責任を免除することを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任免除規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (6) その他、上記変更に伴う条数、号数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>高千穂電気株式会社</u>と称し、英文では<u>TAKACHIHO ELECTRIC CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>16. (新設)</p> <p><u>17.</u> 前各号に関連または付帯する一切の事業</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>第5条</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,900</u>万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>エレマテック株式会社</u>と称し、英文では<u>Elematec Corporation</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>16. <u>17. 特定労働者派遣事業</u></p> <p><u>18.</u> 前各号に関連または付帯する一切の事業</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第5条</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,400</u>万株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="176 197 549 344">2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p data-bbox="120 401 300 422">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="115 434 529 455">第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p data-bbox="169 466 549 554">2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="169 565 549 811">3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="120 858 277 879">(株式取扱規則)</p> <p data-bbox="115 891 549 1033">第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手續きについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="115 1090 381 1148">第11条 、 (条文省略)</p> <p data-bbox="115 1158 176 1179">第13条</p>	<p data-bbox="725 197 798 218">(削除)</p> <p data-bbox="574 401 753 422">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="568 434 832 455">第8条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="622 466 832 488">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="622 565 1003 748">3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="574 858 731 879">(株式取扱規則)</p> <p data-bbox="568 891 1003 1005">第9条 当社の株主の権利行使の手續きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="568 1090 848 1148">第10条 、 (現行どおり)</p> <p data-bbox="568 1158 630 1179">第12条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条 〃 (条文省略)</p> <p>第21条</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 〃 (条文省略)</p> <p>第28条</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第14条 〃 (現行どおり)</p> <p>第20条</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 〃 (現行どおり)</p> <p>第27条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第29条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第30条 ゝ (条文省略)</p> <p>第38条</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第29条 ゝ (現行どおり)</p> <p>第37条</p>
<p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>) 第39条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(<u>監査役の責任免除</u>) 第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条 、 第43条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第39条 、 第42条</p> <p>附則</p> <p>第1条 第1条(商号)および第6条(発行可能株式総数)の変更は、当社と大西電気株式会社との合併の効力発生を条件として当該合併の効力発生日(平成21年10月1日を予定)に効力を発生する。なお、本条は当該効力発生日経過後、これを削除し、附則第2条、附則第3条をそれぞれ附則第1条、附則第2条とする。</p> <p>第2条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第3条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</p>

合併対価の換価方法に関する事項

(ア) 上場証券取引所

東京証券取引所市場第一部

(イ) 取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

全国証券会社

合併対価の市場価格に関する事項

高千穂電気の最近6ヶ月の月別最高・最低価格は下記のとおりです。

月別	平成20年 11月	平成20年 12月	平成21年 1月	平成21年 2月	平成21年 3月	平成21年 4月
最高 (円)	910	890	885	784	725	760
最低 (円)	715	748	676	630	590	655

(3) 合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

高千穂電気は、本合併に際して、当社の新株予約権の新株予約権者に対しては、当該新株予約権に代わる高千穂電気の新株予約権又は金銭を交付いたしません。

(4) 高千穂電気の最終事業年度に係る計算書類等の内容

高千穂電気の最終事業年度（平成21年3月期）に係る計算書類等の内容は、別添の「株主総会参考書類 別冊」に記載のとおりであります。

(5) 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第6条を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> 第6条 当会社の株式については、株券を発行する。 第7条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 (条文省略) <u>当社は、第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(削除) 第6条 (現行どおり) (単元株式数) 第7条 (現行どおり) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利の制限) <u>第9条</u> 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3)(条文省略) (4)第10条に定める請求をする権利 <u>第10条</u> (条文省略) (株主名簿管理人) <u>第11条</u> ~ (条文省略) <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u> (株式取扱規則) <u>第12条</u> 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する請求、届出、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。 <u>第13条～第52条(条文省略)</u></p>	<p>(単元未満株式についての権利の制限) <u>第8条</u> 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (現行どおり) (4)第9条に定める請求をする権利 <u>第9条</u> (現行どおり) (株主名簿管理人) <u>第10条</u> (現行どおり) (削除) (株式取扱規則) <u>第11条</u> <u>株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u> <u>第12条～第51条(現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第 3 条</u> <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役7名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	大西 俊一 (昭和23年8月10日)	昭和47年3月 当社入社 昭和51年11月 当社常務取締役 昭和61年9月 当社代表取締役副社長 平成元年8月 当社代表取締役社長 (現任)	445,200株
2	内田 裕史 (昭和24年11月3日)	昭和48年3月 当社入社 平成4年2月 当社営業部本部長 平成11年8月 当社取締役営業本部長 平成15年9月 当社常務取締役営業本部長 (現任)	64,600株
3	原田 道夫 (昭和27年8月25日)	昭和51年4月 当社入社 平成4年2月 当社大阪支店長 兼任 営業部長 平成11年8月 当社取締役大阪支店長 平成15年6月 当社取締役大阪支店長 兼任 海外担当 平成16年9月 当社取締役海外担当 平成17年5月 大西電気(香港)有限公司 董事長 平成19年1月 当社取締役大阪支店長 (現任)	60,600株
4	服部 和俊 (昭和22年7月28日)	昭和41年3月 当社入社 平成4年2月 当社関東支店長 平成11年8月 当社取締役関東支店長 平成17年7月 当社取締役大阪支店長 平成19年1月 当社取締役海外担当 (現任) 大西電気(香港)有限公司 董事長(現任)	62,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は 他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式の数
5	多田敏洋 (昭和26年1月25日)	昭和46年3月 当社入社 平成12年12月 当社財務部長 平成15年7月 当社総務部長 平成16年9月 当社取締役管理部長 (現任)	32,100株
6	橋本義弘 (昭和34年10月13日)	昭和56年4月 当社入社 平成15年6月 当社大阪支店営業部長 兼任 大阪支店長代理 平成16年9月 当社取締役大阪支店長 平成17年7月 当社取締役関東支店長 (現任) 平成18年4月 大喜貿易(上海)有限公司 董事長(現任)	31,700株
7	山本昌博 (昭和37年3月24日)	昭和59年4月 当社入社 平成12年12月 当社総務部長 平成15年7月 当社経営企画・管理部長 平成15年12月 当社経営企画・管理部長 兼任 グローバル部長 平成16年9月 当社取締役経営企画部長 平成17年4月 当社取締役海外担当 大喜貿易(上海)有限公司 董事長 平成18年4月 当社取締役ベトナム駐在員 事務所所長 平成19年9月 当社取締役商品部長 (現任)	22,100株

- (注)1. 上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記各候補者は、第2号議案及び上記取締役7名選任の件が原案どおり承認されることを条件に、当社と高千穂電気株式会社との平成21年1月30日付合併契約書に基づく合併の効力発生日(変更された場合には、変更後の効力発生日とします。)の前日をもって辞任する予定であります。
3. 上記合併の効力が発生することをその効力発生の条件として、平成21年6月19日開催の高千穂電気株式会社定時株主総会において、大西俊一及び内田裕史の両氏を、上記合併に際して就任する取締役として選任する旨の議案が上程される予定であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認されることを条件に、当社と高千穂電気株式会社との平成21年1月30日付合併契約書に基づく合併の効力発生日（変更された場合には、変更後の効力発生日とします。）の前日に取締役を辞任いたします大西俊一、内田裕史、原田道夫、服部和俊、多田敏洋、橋本義弘及び山本昌博の7名、並びに同日に監査役を辞任いたします榎彬、中野雄介及び田村貴哉の3名に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、また、報酬限度額の範囲内において特別功労加算額を上乗せしたうえで、退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は各氏の退任時といたしたく、具体的金額、贈呈の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
大 西 俊 一	昭和51年11月 当社常務取締役 昭和61年9月 当社代表取締役副社長 平成元年8月 当社代表取締役社長（現任）
内 田 裕 史	平成11年8月 当社取締役 平成15年9月 当社常務取締役（現任）
原 田 道 夫	平成11年8月 当社取締役（現任）
服 部 和 俊	平成11年8月 当社取締役（現任）
多 田 敏 洋	平成16年9月 当社取締役（現任）
橋 本 義 弘	平成16年9月 当社取締役（現任）
山 本 昌 博	平成16年9月 当社取締役（現任）
榎 彬	平成17年9月 当社常勤監査役（現任）
中 野 雄 介	平成17年9月 当社監査役（現任）
田 村 貴 哉	平成20年6月 当社監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 京都市南区東九条下殿田町70
京都テルサ（京都府民総合交流プラザ内）
電話 （075）692 - 3400



- ・ JR 京都駅（八条口西口）より南へ徒歩約10分
- ・ 近鉄東寺駅より東へ徒歩約5分
- ・ 地下鉄九条駅4番出口より西へ徒歩約5分
- ・ 市バス九条車庫南へすぐ

*まことに恐縮ながら駐車場の準備はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。